

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年10月25日提出
【計算期間】	第14特定期間（自 平成24年1月26日 至 平成24年7月25日）
【ファンド名】	たんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ニコラ・ソヴァーヂュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-5928
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファンドは、世界各国の上場株式を主要投資対象とする「アムンディ・グローバル好配当株式マザーファンド」（以下、「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／内外／株式に属します。

商品分類については社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

○商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本	ファミリー ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア		
不動産投信	日々	オセアニア 中南米		
その他資産* (投資信託証券 (株式))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	ファンド・オブ ・ファンズ	なし

* 属性区分に記載している為替ヘッジは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類および区分（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

○商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分の定義

その他資産 （投資信託証券 （株式））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

* 商品分類表および属性区分表については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は500億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することが出来ます。

④ ファンドの特色

- 1 主に先進国の上場株式に投資します（新興国には投資しません）。
 - 2 配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目し、銘柄選択を行います。
 - 3 ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本とします。
 - 4 毎月決算を行い、原則として、株式の配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。
- 資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

① 主に先進国の上場株式に投資します（新興国には投資しません）。

◆ファミリーファンド方式で運用を行い、主として「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」への投資を通じて、MSCIワールド・インデックス採用国・地域※の上場株式に投資します。

※MSCIワールド・インデックス採用国・地域は平成24年8月末現在、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国の24ヵ国・地域です。MSCIワールド・インデックスは、MSCI Inc.が公表する世界の株式市場の動きを示す代表的な指数で、主に先進国の上場企業で構成されています。ただし、インデックス採用国・地域については定期的に見直しが行われ、変更されることがあります。

MSCIワールド・インデックスはMSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

■先進国の多くは、国内情勢が安定しており長期にわたり高い格付を維持しています。新興国と比べて情報開示等の透明性が高く、法律等も整備されています。

主要国の発行体格付

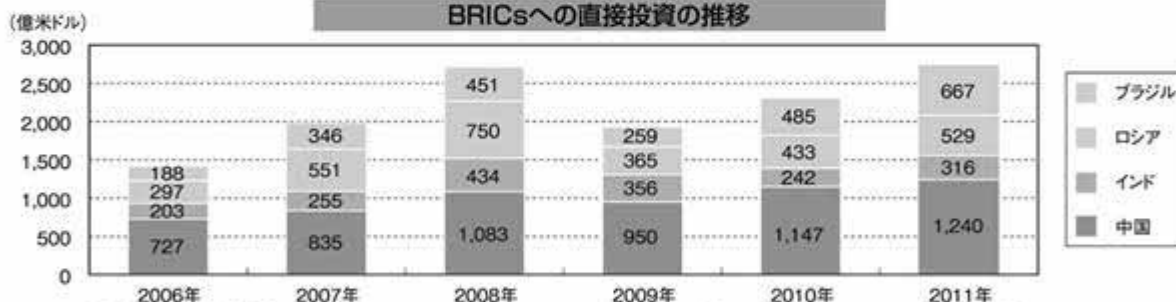
主要先進国	スタンダード・amp;プアーズ社	米国	英国	ドイツ	オーストラリア
		AA+	AAA	AAA	AAA
	効力発生日	2011年8月5日	1993年10月6日	1992年7月27日	1992年7月27日
主要新興国	スタンダード・amp;プアーズ社	ブラジル	ロシア	インド	中国
		A-	BBB+	BBB-	AA-
	効力発生日	2011年11月17日	2008年12月8日	2007年1月30日	2010年12月16日

出所：スタンダード・amp;プアーズ社のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。格付は自国通貨建て長期債。（2012年8月末現在）

※格付とは、公社債や証券等の発行体について元本や利息の支払いが契約どおりに行われないリスクをアルファベット等の簡単な記号で表したものです。一番高い格付は「AAA」、次に「AA」「A」「BBB」となります。「BBB」までが投資適格とされています。

■新興国の高成長が目立っていますが、先進国は直接投資等によってその成長を支えているのと同時に、恩恵を受けています。2009年は金融危機の影響を受けましたが、2010年に入り再び先進国から新興国への直接投資が回復してきています。

BRICsへの直接投資の推移



出所：国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development）「World Investment Report（2012年版）」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

直接投資とは…

経営参加や技術提携を目的とした対外投資のことで、方法としてM&Aなどの企業買収、事業提携、現地法人（支店）の設立などがあります。国の経済成長を推進する際の非常に重要な指標の一つとして注目されています。

直接投資の効果…

直接投資は、資本だけでなく新たなビジネス・モデル、優れた経営ノウハウ、新技術の移転・創造といった企業の貴重な経営資源が国境を越え、国内雇用機会の創出、人材の流動化、消費者利益の増大等をもたらし、それにより投資をする国と投資を受ける国との経済関係を拡大させる効果が期待されます。

- 上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- 上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

② 配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目し、銘柄選択を行います。

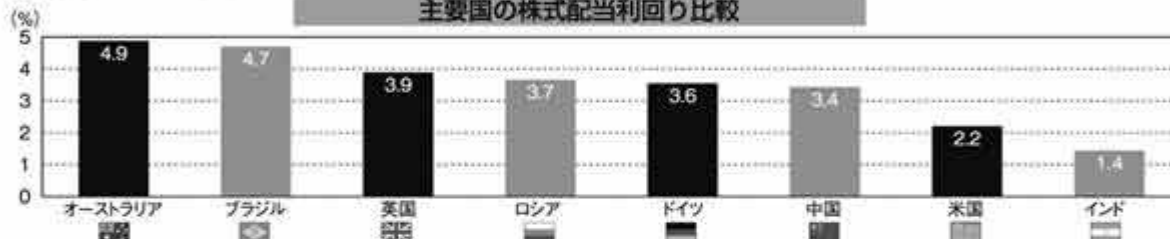
① 高い配当利回りが期待できる銘柄（好配当銘柄）に投資します。

- ◆ 好配当銘柄は、「安定した収益力」「割安な株価」等から魅力的な投資対象と考えられます。
 （「好配当銘柄」とは、配当利回りが高いだけでなく、今後も利益の安定成長による高い水準の配当が期待される銘柄のことです。）



- 一般的に、発展途上にある新興国企業では利益を設備投資等に向ける傾向がある一方で、先進国企業では収益・事業基盤が確立しており配当を出す余力があること等から、総じて先進国の配当利回りは新興国より高い水準にあります。

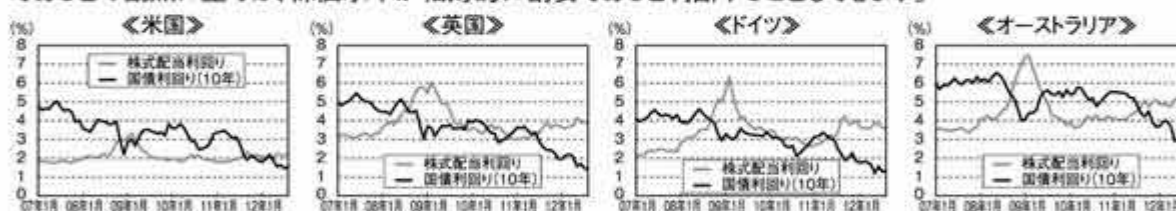
主要国の株式配当利回り比較



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。（2012年8月末現在）
 ※各国のMSCIインデックスの配当利回りを使用。

各国の株式配当利回りと国債利回り（10年）推移

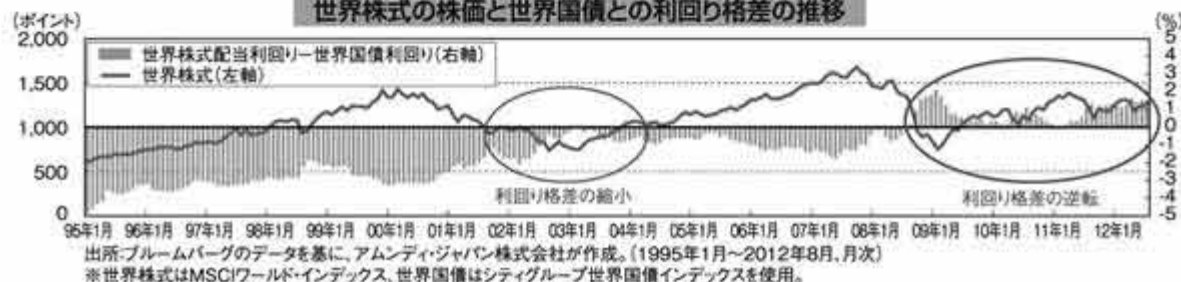
- 世界的な経済環境の大きな変動による株価下落や各国の低金利政策を受け、現在、多くの国では株式配当利回りと国債利回りの格差が縮小または逆転しています。このように利回り格差が縮小または逆転している状況は1960年代以降では珍しいことであり、株式配当利回りは国債利回りよりも低い水準にあることが恒常的であるとの観点に立てば、株価水準が相対的に割安であると判断することもできます。



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。（2007年1月～2012年8月、月次）
 ※株式配当利回りは、各国のMSCIインデックスを使用。
 ※国によって状況は異なりますが、一般的に株式には値上り期待があることから、株式配当利回りは国債利回りよりも低い水準であると考えられます。

- 過去には利回り格差の縮小または逆転の後、株価は大きく上昇しています。

世界株式の株価と世界国債との利回り格差の推移



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。（1995年1月～2012年8月、月次）
 ※世界株式はMSCIワールド・インデックス、世界国債はシティグループ世界国債インデックスを使用。

- 上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- 上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

②株価の安定的な成長が期待できる銘柄に投資します。

◆主に株価の安定成長が期待できる業種に分散投資します。

「公益」「生活必需品」「金融」「ヘルスケア」等の業種は、一般的に収益が景気サイクルの影響を受けにくく、株価の安定成長が期待できる業種であるといわれています。

特定業種への集中投資は避け、主にこれらの業種に分散投資することで、中長期的に安定した収益確保を目指します。

《主な投資対象業種》



◆上記業種の企業の場合でも、投資対象市場の政治・経済情勢や国際情勢の変化により、株価が安定的に上昇しない場合があります。

■好配当銘柄の株価は、長期的に世界株式と比べると安定した高いパフォーマンスとなっています。金融危機においては、好配当銘柄の金融セクターの比率が高かったことから一時的に下落しましたが、好配当銘柄は総じて上昇局面でも下落局面でも世界株式より高いパフォーマンスとなっています。

好配当銘柄と世界株式の推移（米ドルベース）



	①下落局面 (01年2月～02年9月)	②上昇局面 (02年9月～07年10月)	③下落局面 (07年10月～09年2月)	④上昇局面 (09年2月～12年8月)
好配当銘柄	-22.1%	174.4%	-58.8%	113.1%
世界株式	-35.1%	127.9%	-55.4%	70.4%
超過リターン	13.0%	46.5%	-3.4%	42.7%

出所:ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。(2001年2月～2012年8月、月次)
※好配当銘柄はMSCI世界高配当インデックス、世界株式はMSCIワールド・インデックスを使用。

③ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本とします。

- ◆地域配分は、北米25%、ユーロ圏25%、その他欧州25%、アジア・オセアニア(日本含む)25%を基本とし、分散を図ります。
- ◆各地域内における平均配当利回り、その他のリスク特性を考慮、適度な分散とリスク管理に配慮して組入銘柄、投資比率を決定します。
- ◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ◆特定地域や通貨に偏らず、分散投資することで、為替変動リスクの抑制を目指します。
- ◆投資対象地域・通貨を分散した場合でも、円独歩高など外国為替相場の変動等の影響により、為替変動リスクが抑制されない場合があります。

《基本配分のイメージ》

4つの地域にバランスよく投資します。



- 上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- 上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項



毎月決算を行い、原則として、株式の配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。

- ◆分配金は、金利や為替、株価などの影響を受けて変動し、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ◆1月、7月の決算時には主に株式の値上り益からボーナス分配を目指しますが、基準価額が下落し、分配対象額が少額となった場合には、ボーナス分配を行わない場合もあります。

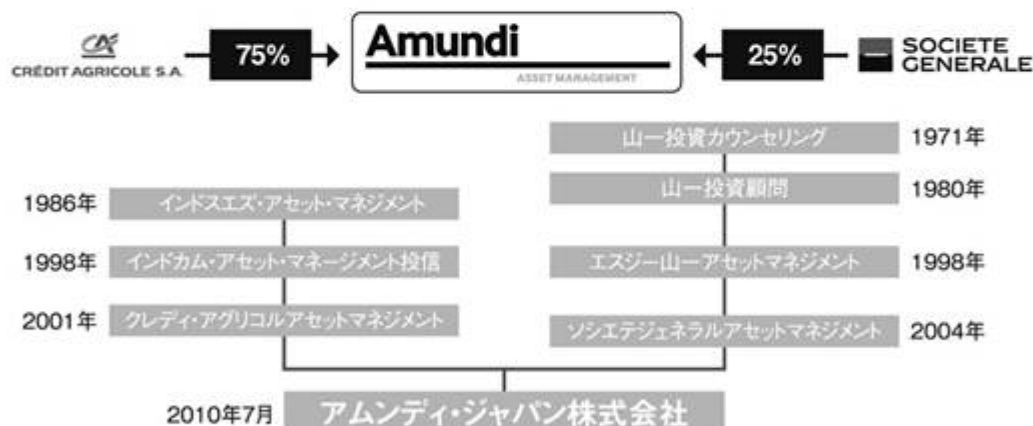
●資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

アムンディ・グループについて

- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付でAmundi（アムンディ）を設立しました。
- アムンディは、運用資産規模で6,929億ユーロ(約68兆円、1ユーロ98.74円で換算。2012年6月末現在)を超え、欧州第2位※、世界ではトップ・テン※に入るグローバルプレーヤーの運用会社となります。
- 世界有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

※ インベストメント・ベンション・ヨーロッパによるトップ400社調査(2012年6月版(数値は2011年12月末現在))

アムンディ・ジャパン株式会社について



運用資産残高:2兆5,019億円※

投資信託委託業の運用資産残高:1兆2,620億円
投資顧問業の運用資産残高:1兆2,399億円

※2012年7月末現在。
各契約資産合計には、重複資産(投資顧問契約と投資信託契約、ファンド・オブ・ファンズ等)が一部含まれています。

- 上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- 上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

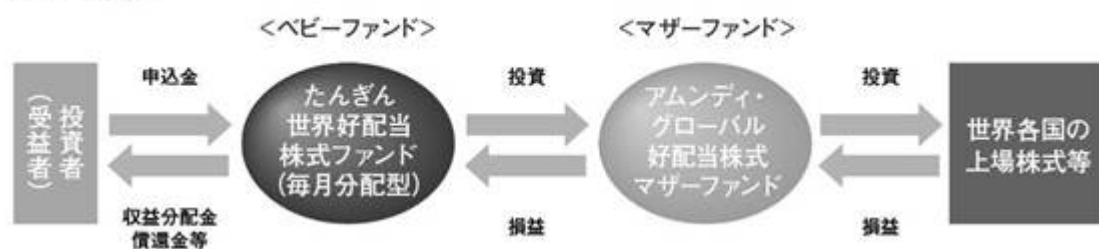
(2)【ファンドの沿革】

平成17年8月5日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3)【ファンドの仕組み】ファミリーファンド方式[※]で運用を行います。

[※] ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

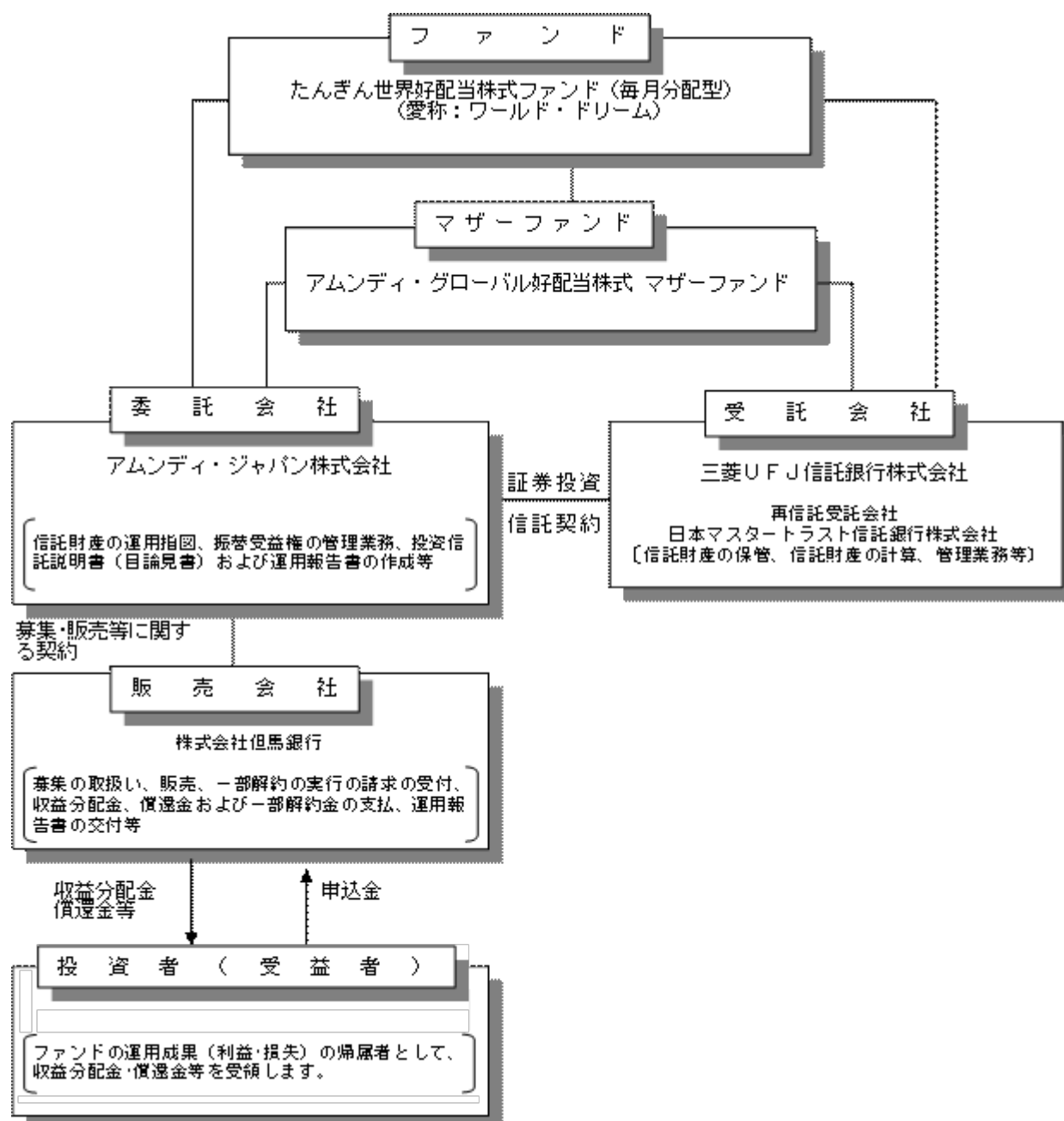
<イメージ図>



資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約
証券投資信託契約 （証券投資信託にかかる信託契約 （信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 ソシエテ 平成10年3月投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる 山一投資顧問株式会社から山一エスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 証券投資信託委託会社の免許取得 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う クレディ 平成22年3月 アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大株主 の状況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で6,929億ユーロ（約68兆円、1ユーロ＝98.74円で換算。2012年6月末現在）を超え、欧州第2位※、世界ではトップ・テン※に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

※ インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2012年6月版（数値は2011年12月末現在））

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 運用方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

② 投資態度

- (イ) 「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」への投資を通じて、MSCI ワールド・インデックスの採用国・地域における上場株式を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。このほか、世界各国の株式等に直接投資することがあります。
- (ロ) 配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目した銘柄選択により、先進国を中心とした世界各国の好配当株式に分散投資を行います。
- (ハ) 株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。
- (ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

③ 投資プロセス

ファンドの主要投資対象のマザーファンドにおける運用プロセスは、以下の通りです。



資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (6) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (9) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

ファンドは、主として「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (f) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (h) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記(a)から(k)の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (n) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (p) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、ます。）
- (q) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、ます。）
- (t) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (u) 外国の者に対する権利で前記(t)の有価証券の性質を有するもの
- (v) 投資事業有限責任組合契約に基づく権利または組合契約もしくは匿名組合契約であって投資事業有限責任組合契約に類するものとして金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものに基づく権利をいいます。
- (w) 外国の法令に基づく契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前記(e)の権利の性質を有するもの

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(f)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他

- (a) 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- (b) わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第

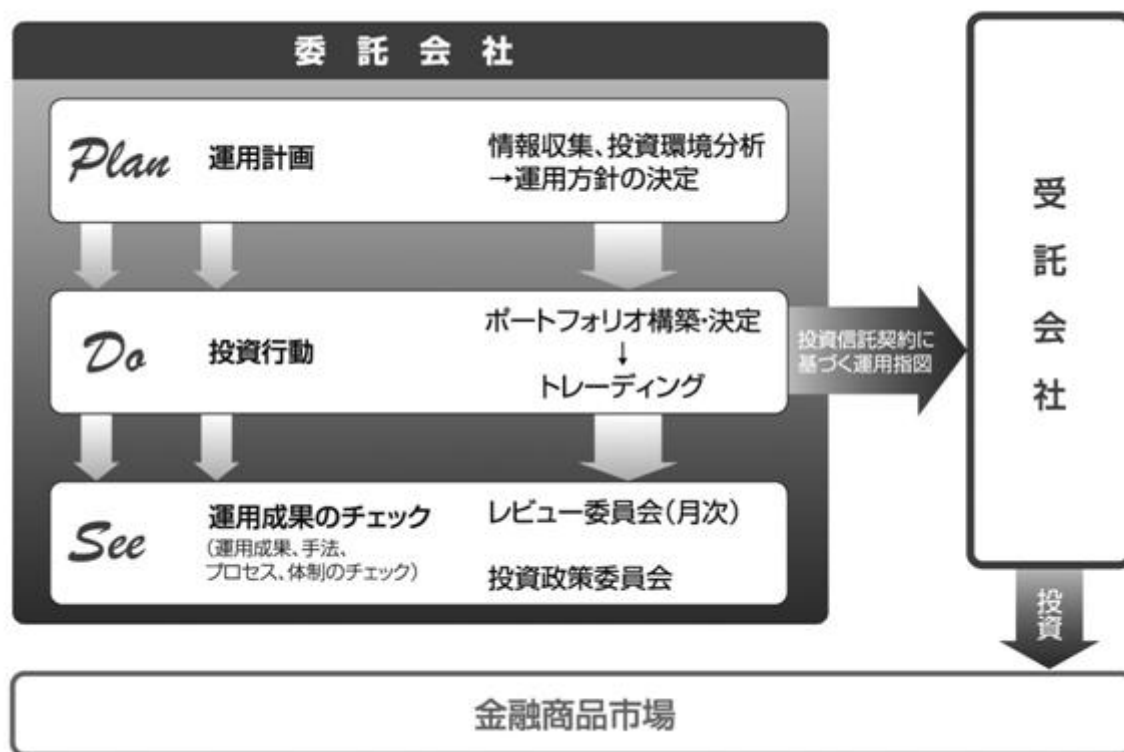
3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。

- (c) わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- (d) わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- (e) スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (f) 金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (g) 信託財産に属する株式および公社債を貸付けることができます。なお、必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- (h) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

（3）【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



＊委託会社の運用成果のチェック・・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】**① 収益分配方針**

毎決算時（毎月の原則25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益（留保益）の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

(d) 留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

② 収益分配金の交付

「分配金受取りコース」をお申込みの場合、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社において行うものとします。なお、「分配金受取りコース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

◎収益分配金に関する留意事項

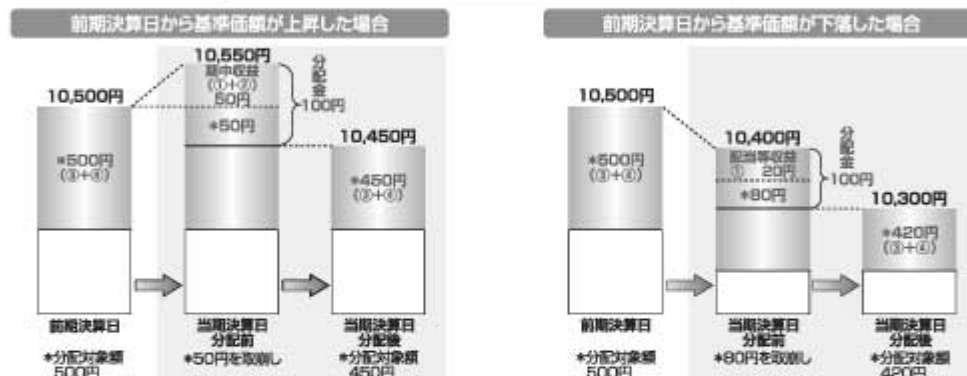
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

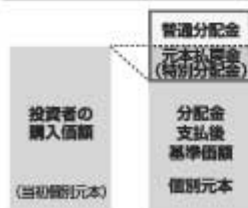


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

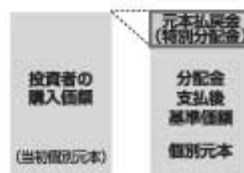
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

① 信託約款に基づく主な投資制限

- (イ) マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- (ロ) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- (ハ) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (ニ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ト) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (チ) 投資信託証券（マザーファンドを除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」といいます。）、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

（イ）同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

（ロ）デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

<参考情報>**アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンドについて****1 運用の基本方針**

信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 投資方針**(1) 投資対象**

世界各国の上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① M S C I ワールド・インデックスの採用国・地域における上場株式を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- ② 配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目した銘柄選択により、先進国を中心とした世界各国の好配当株式に分散投資を行います。
- ③ 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ④ ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- ⑤ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3 投資対象**① 投資の対象とする資産の種類**

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）にかかる権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 投資の対象とする有価証券

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前記20. の有価証券の性質を有するもの
22. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利または組合契約もしくは匿名組合契約であって投資事業有限責任組合契約に類するものとして金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものに基づく権利をいいます。
23. 外国の法令に基づく契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

4 投資制限

- (a) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (b) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (d) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (e) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (f) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (g) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合、もしくは財務状況の悪化等により社債の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑤ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

① ファンドの繰上償還

ファンドは、信託財産の純資産総額が5億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

② ファミリーファンド方式の留意点

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があり、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドにおよぶ可能性があります。

③ 分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。

投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 委託会社のリスク管理について

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

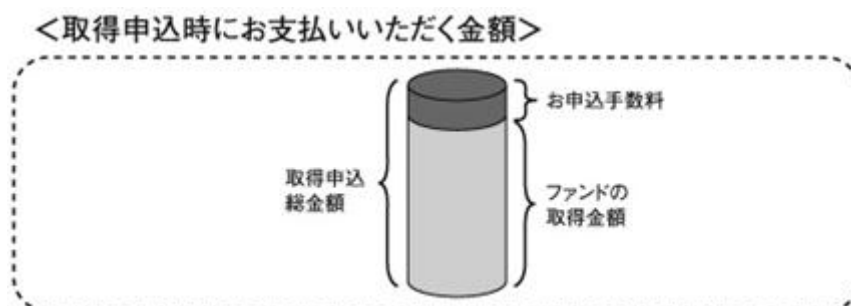
前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.15%（税抜3.00%）です。詳しくは販売会社にお問合せください。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には申込手数料はありません。



(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

ただし、一部解約の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%を乗じて得た、信託財産留保額[※]が控除されます。

※「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.1235%（税抜1.0700%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。
- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社
0.5250% （税抜0.50%）	0.5250% （税抜0.50%）	0.0735% （税抜0.07%）

◆上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

(4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立て替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

- ③ 前記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計算し、委託会社が定めた時期に当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- ④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※その他の手数料等の合計額は、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成24年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税^{※1}または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税^{※1}が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% ^{※2} 、地方税3%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% ^{※2} 、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

※1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

※2 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% [※] ）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% [※] ）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

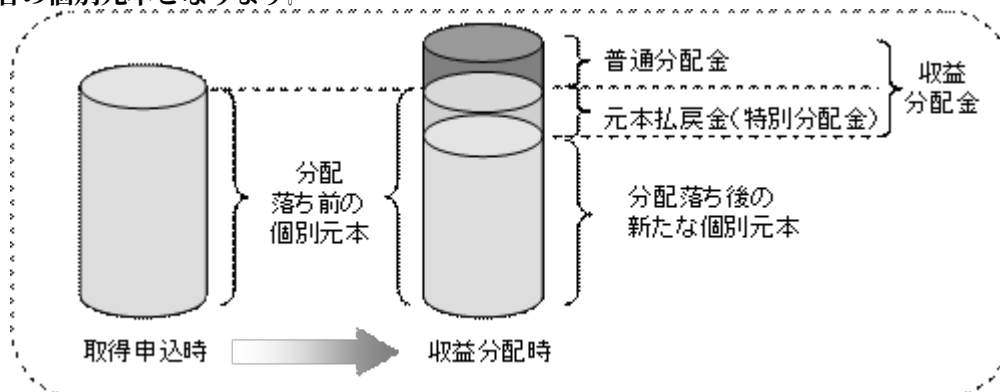
4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）[※]を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成24年8月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨ててで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】**信託財産の構成**

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,717,091,624	99.34
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	31,099,350	0.65
合計（純資産総額）		4,748,190,974	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

<参考情報>**「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」**

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	711,726,000	4.59
	アメリカ	3,121,292,469	20.14
	カナダ	633,548,654	4.08
	ドイツ	705,502,214	4.55
	イタリア	922,261,590	5.95
	フランス	931,069,501	6.01
	オーストラリア	1,582,391,443	10.21
	イギリス	2,761,867,410	17.82
	スイス	873,871,880	5.64
	バミューダ	166,540,339	1.07
	香港	539,933,811	3.48
	シンガポール	442,371,133	2.85
	ニュージーランド	162,218,991	1.04
	オランダ	499,117,687	3.22
	スペイン	254,882,253	1.64
	ベルギー	217,386,843	1.40
	スウェーデン	83,229,048	0.53
	ノルウェー	403,593,925	2.60
	フィンランド	197,365,654	1.27
	小計	15,210,170,845	98.18
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	281,068,436	1.81
合計（純資産総額）		15,491,239,281	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該国/地域の時価合計比率をいい、株式の小計の投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該国/地域の時価合計の総額比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アムンディ・グローバル 好配当株式 マザーファン ド	4,177,004,892	1.1382	4,754,266,968	1.1293	4,717,091,624	99.34

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.34
合計		99.34

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考情報>

「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」

① 投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	株式	AUS.AND NZ.BANKING GP.	銀行	238,387	1,537.90	366,617,512	2,011.17	479,437,736	3.09
2	オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING	銀行	237,748	1,598.58	380,060,148	2,003.08	476,229,214	3.07
3	オランダ	株式	UNILEVER NV-CVA	食品・飲料・タバコ	125,583	2,292.30	287,874,589	2,724.01	342,090,352	2.20
4	ノルウェー	株式	STATOIL ASA	エネルギー	154,653	1,846.56	285,576,291	1,982.03	306,527,194	1.97
5	フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	48,000	4,659.34	223,648,761	6,351.78	304,885,468	1.96
6	アメリカ	株式	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	161,500	1,450.17	234,202,455	1,873.82	302,622,576	1.95
7	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	168,742	1,649.55	278,349,176	1,787.32	301,597,301	1.94
8	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	86,533	2,663.75	230,502,624	3,389.23	293,280,412	1.89
9	香港	株式	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	公益事業	437,500	604.76	264,582,937	630.59	275,884,218	1.78
10	イタリア	株式	ENI	エネルギー	158,962	1,452.05	230,821,523	1,705.21	271,064,482	1.74
11	ドイツ	株式	E.ON	公益事業	152,280	1,592.12	242,448,734	1,775.52	270,377,510	1.74
12	カナダ	株式	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	銀行	44,700	5,543.76	247,806,093	5,963.95	266,588,676	1.72

13	香港	株式	CLP HOLDINGS	公益事業	403,500	705.04	284,486,868	654.39	264,049,593	1.70
14	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	食品・飲料・タバコ	37,001	5,582.17	206,545,946	7,117.22	263,344,627	1.69
15	アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INCO.	食品・飲料・タバコ	94,601	2,139.49	202,398,082	2,706.98	256,083,393	1.65
16	イギリス	株式	ASTRAZENECA	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	67,666	3,406.79	230,524,374	3,674.57	248,643,629	1.60
17	スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	13,205	13,790.32	182,101,196	18,734.14	247,384,371	1.59
18	カナダ	株式	TORONTO-DOMINION BANK	銀行	37,700	5,437.60	204,997,708	6,383.44	240,655,970	1.55
19	イギリス	株式	CENTRICA	公益事業	573,626	353.74	202,915,608	411.45	236,022,891	1.52
20	スイス	株式	NOVARTIS 'R'	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	50,974	3,913.86	199,505,303	4,622.12	235,608,250	1.52
21	ドイツ	株式	MUNCH.RUCK.REGD.	保険	20,550	8,991.20	184,769,252	11,407.44	234,422,892	1.51
22	オーストラリア	株式	COCA-COLA AMATIL	食品・飲料・タバコ	211,423	953.00	201,486,541	1,098.62	232,273,959	1.49
23	スイス	株式	ROCHE HOLDINGS GSH.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	16,200	11,362.48	184,072,299	14,124.30	228,813,660	1.47
24	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	329,600	577.91	190,481,278	685.29	225,873,067	1.45
25	イギリス	株式	SSE PLC	公益事業	130,114	1,546.53	201,225,881	1,711.61	222,705,048	1.43
26	日本	株式	ローソン	小売業	37,100	4,505.64	167,159,244	6,000.00	222,600,000	1.43
27	フランス	株式	CASINO GUICHARD-P	食品・生活必需品小売り	31,953	5,969.38	190,739,722	6,964.43	222,534,712	1.43
28	アメリカ	株式	AT&T	電気通信サービス	72,916	2,226.05	162,315,061	2,883.83	210,277,639	1.35
29	フランス	株式	FRANCE TELECOM	電気通信サービス	189,628	1,125.76	213,475,856	1,067.97	202,517,470	1.30
30	フランス	株式	GDF SUEZ	公益事業	106,000	1,743.25	184,785,312	1,897.47	201,131,851	1.29

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	医薬品	1.48
		卸売業	0.91
		小売業	1.61
		銀行業	0.56
外国		エネルギー	3.72
		素材	1.00
		資本財	0.47
		運輸	0.46
		自動車・自動車部品	0.61
		耐久消費財・アパレル	0.35
		消費者サービス	0.54
		小売	0.40
		食品・生活必需品小売り	3.26
		食品・飲料・タバコ	13.95
		ヘルスケア機器・サービス	0.67
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14.55
銀行	13.37		

	各種金融	1.38
	保険	3.11
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.72
	電気通信サービス	9.23
	公益事業	25.71
	合計	98.18

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成24年8月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末（平成18年 1月25日）	3,374,206,747	3,478,977,699	1.0559	1.0889
第2特定期間末（平成18年 7月25日）	5,911,505,724	6,246,750,518	1.0999	1.1629
第3特定期間末（平成19年 1月25日）	11,222,014,847	13,551,787,922	1.1068	1.3368
第4特定期間末（平成19年 7月25日）	17,571,701,115	18,735,649,078	1.1220	1.1970
第5特定期間末（平成20年 1月25日）	15,076,586,970	15,125,799,718	0.9191	0.9221
第6特定期間末（平成20年 7月25日）	13,541,542,968	13,588,195,658	0.8707	0.8737
第7特定期間末（平成21年 1月26日）	6,797,735,627	6,841,627,585	0.4646	0.4676
第8特定期間末（平成21年 7月27日）	8,378,205,511	8,422,527,826	0.5667	0.5697
第9特定期間末（平成22年 1月25日）	8,749,780,739	8,793,915,421	0.5948	0.5978
第10特定期間末（平成22年 7月26日）	7,713,527,545	7,754,969,885	0.5584	0.5614
第11特定期間末（平成23年 1月25日）	7,017,045,203	7,053,553,176	0.5766	0.5796
第12特定期間末（平成23年 7月25日）	5,992,647,446	6,024,671,236	0.5614	0.5644
第13特定期間末（平成24年 1月25日）	4,896,103,741	4,925,362,837	0.5020	0.5050
第14特定期間末（平成24年 7月25日）	4,512,343,620	4,539,722,358	0.4944	0.4974
平成23年 8月末日	5,323,294,021	—	0.5087	—
9月末日	5,060,846,197	—	0.4885	—
10月末日	5,400,924,916	—	0.5333	—
11月末日	4,918,893,475	—	0.4924	—
12月末日	4,942,905,993	—	0.5000	—
平成24年 1月末日	4,838,429,347	—	0.4969	—

2月末日	5,207,048,540	—	0.5422	—
3月末日	5,237,549,629	—	0.5497	—
4月末日	5,092,793,649	—	0.5384	—
5月末日	4,558,439,773	—	0.4853	—
6月末日	4,714,324,931	—	0.5081	—
7月末日	4,734,222,372	—	0.5194	—
8月末日	4,748,190,974	—	0.5261	—

（注）純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金の
みを含んでおります。

②【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成17年 8月 5日 至 平成18年 1月25日	0.0390
第2特定期間	自 平成18年 1月26日 至 平成18年 7月25日	0.0780
第3特定期間	自 平成18年 7月26日 至 平成19年 1月25日	0.2450
第4特定期間	自 平成19年 1月26日 至 平成19年 7月25日	0.0900
第5特定期間	自 平成19年 7月26日 至 平成20年 1月25日	0.0180
第6特定期間	自 平成20年 1月26日 至 平成20年 7月25日	0.0180
第7特定期間	自 平成20年 7月26日 至 平成21年 1月26日	0.0180
第8特定期間	自 平成21年 1月27日 至 平成21年 7月27日	0.0180
第9特定期間	自 平成21年 7月28日 至 平成22年 1月25日	0.0180
第10特定期間	自 平成22年 1月26日 至 平成22年 7月26日	0.0180
第11特定期間	自 平成22年 7月27日 至 平成23年 1月25日	0.0180
第12特定期間	自 平成23年 1月26日 至 平成23年 7月25日	0.0180
第13特定期間	自 平成23年 7月26日 至 平成24年 1月25日	0.0180
第14特定期間	自 平成24年 1月26日 至 平成24年 7月25日	0.0180

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

期間	収益率(%)
----	--------

第1特定期間	自 平成17年 8月 5日 至 平成18年 1月25日	9.5
第2特定期間	自 平成18年 1月26日 至 平成18年 7月25日	11.6
第3特定期間	自 平成18年 7月26日 至 平成19年 1月25日	22.9
第4特定期間	自 平成19年 1月26日 至 平成19年 7月25日	9.5
第5特定期間	自 平成19年 7月26日 至 平成20年 1月25日	△16.5
第6特定期間	自 平成20年 1月26日 至 平成20年 7月25日	△3.3
第7特定期間	自 平成20年 7月26日 至 平成21年 1月26日	△44.6
第8特定期間	自 平成21年 1月27日 至 平成21年 7月27日	25.9
第9特定期間	自 平成21年 7月28日 至 平成22年 1月25日	8.1
第10特定期間	自 平成22年 1月26日 至 平成22年 7月26日	△3.1
第11特定期間	自 平成22年 7月27日 至 平成23年 1月25日	6.5
第12特定期間	自 平成23年 1月26日 至 平成23年 7月25日	0.5
第13特定期間	自 平成23年 7月26日 至 平成24年 1月25日	△7.4
第14特定期間	自 平成24年 1月26日 至 平成24年 7月25日	2.1

（注1）収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

（注2）収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自 平成17年 8月 5日 至 平成18年 1月25日	3,278,977,788	83,484,091	3,195,493,697
第2特定期間	自 平成18年 1月26日 至 平成18年 7月25日	2,449,483,418	270,516,581	5,374,460,534
第3特定期間	自 平成18年 7月26日 至 平成19年 1月25日	5,074,675,117	309,977,745	10,139,157,906
第4特定期間	自 平成19年 1月26日 至 平成19年 7月25日	6,224,857,578	703,250,683	15,660,764,801
第5特定期間	自 平成19年 7月26日 至 平成20年 1月25日	1,841,405,458	1,097,883,657	16,404,286,602
第6特定期間	自 平成20年 1月26日 至 平成20年 7月25日	208,820,441	1,060,987,955	15,552,119,088
第7特定期間	自 平成20年 7月26日 至 平成21年 1月26日	110,380,236	1,031,846,389	14,630,652,935
第8特定期間	自 平成21年 1月27日 至 平成21年 7月27日	356,625,487	203,473,910	14,783,804,512
第9特定期間	自 平成21年 7月28日 至 平成22年 1月25日	594,664,773	666,908,477	14,711,560,808
第10特定期間	自 平成22年 1月26日 至 平成22年 7月26日	163,742,208	1,061,189,431	13,814,113,585
第11特定期間	自 平成22年 7月27日 至 平成23年 1月25日	77,565,032	1,722,354,136	12,169,324,481
第12特定期間	自 平成23年 1月26日 至 平成23年 7月25日	80,253,337	1,574,980,864	10,674,596,954
第13特定期間	自 平成23年 7月26日 至 平成24年 1月25日	97,957,643	1,019,522,294	9,753,032,303
第14特定期間	自 平成24年 1月26日 至 平成24年 7月25日	80,387,459	707,173,587	9,126,246,175

(注1) 全て本邦内におけるものです。

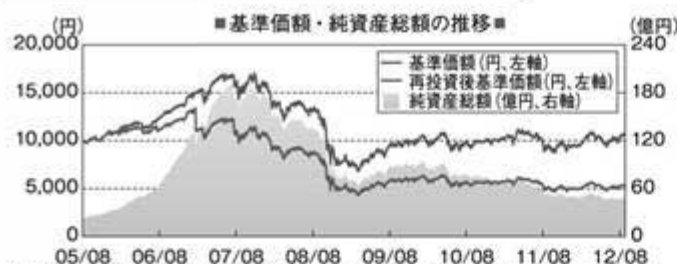
(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

<参考情報>

運用実績

2012年8月31日現在

基準価額・純資産の推移、分配の推移



※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
※基準価額は信託報酬控除後です。

■騰落率■ (%)

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定率
ファンド	1.86	10.32	0.44	10.98	9.16	4.87

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

■基準価額と純資産総額■

基準価額	5,261円
純資産総額	47.5億円

■分配の推移■

決算日	分配金 (円)
78期(2012年4月25日)	30
79期(2012年5月25日)	30
80期(2012年6月25日)	30
81期(2012年7月25日)	30
82期(2012年8月27日)	30

直近1年間累計	360
設定率累計	6,350

※分配金は1万口当たり・税引前です。
※直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄、業種別分配および地域別分配比率の内訳はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

■資産配分■

資産	比率 (%)
国内株式	4.56
外国株式	92.98
現金・他	2.46

※上記比率は四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※比率は純資産総額に対する実質組入割合です。

■組入上位10銘柄■(アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド)

銘柄名	業種	組入比率 (%)
1 オーストラリア&ニュージーランド銀行	金融	3.1
2 ウェストバンク銀行	金融	3.1
3 ユニリーバ	生活必需品	2.2
4 スタイル	その他	2.0
5 サノフィ	ヘルスケア	2.0
6 ファイザー製薬	ヘルスケア	2.0
7 グラクソ・スミスクライン	ヘルスケア	1.9
8 メルク	ヘルスケア	1.9
9 パワー・アセッツ・ホールディングス	公益	1.8
10 エニ	その他	1.7

※業種分類は、当社が独自に定めた分類方法で表示しております。
※純資産比はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

■業種別配分■

(アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド)



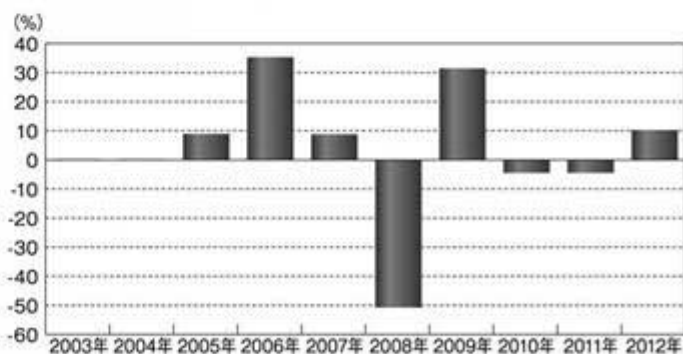
※業種分類は、当社が独自に定めた分類方法で表示しております。
※上記比率は、マザーファンドの組入有価証券評価額に対する割合です。四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

■地域別配分比率の内訳■
(アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド)

地域	国名	比率 (%)
北米	米国	20.52
	カナダ	4.17
ユーロ圏	フランス	6.12
	イタリア	6.06
	ドイツ	4.64
	オランダ	3.28
	スペイン	1.68
	ベルギー	1.43
	フィンランド	1.30
その他欧州	英国	16.67
	スイス	5.75
	ノルウェー	2.65
	スウェーデン	0.55
	オーストラリア	10.40
アジア・オセアニア	香港	6.13
	日本	4.68
	シンガポール	2.91
	ニュージーランド	1.07

※上記比率は、マザーファンドの組入有価証券評価額に対する割合です。四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。
※2005年は設定日(8月5日)から年末までの騰落率、2012年は年初から8月31日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】**1【申込（販売）手続等】**

- (1) 販売会社は、販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。ファンドの取得申込みを行う取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
- 取得申込みの受付は、販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。
- なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。
- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
分配金再投資コース	1万円以上1円単位
分配金受取りコース	1万円以上1円単位

詳しくは販売会社へお問合せください。

- (4) 取得申込時には、申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を制限または中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

申込コース	解約単位
分配金再投資コース	1口単位
分配金受取りコース	1口単位

ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日の場合には、解約請求のお申込みは受けられません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みのお受付は、販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに解約請求のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

- (2) 解約価額は、解約請求のお申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額[※]とします。なお解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

※ 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、解約請求の合計がその解約請求受付日において5億円を超える場合あるいは受益権の総口数の10%を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、一部解約の実行の請求の受付を制限または中止することおよび、すでに受付けた一部解約の実行の請求の申込みの取消すことができるものとします。
- (6) 前記(5)により一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 [※] の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
株価指数先物取引	原則として、基準価額計算日 [※] に取引所が発表する清算値段で評価します。
投資信託受益証券（親投資信託）	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。

※ 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社（下記のお問合せ先にご照会ください。）に問合せることにより知ることができます。



また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は便宜上1万口当たりで表示されます。

③ 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし信託期間中に「(5) その他 ⑥ 信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ⑥ 信託の終了」をご覧ください。

(4) 【計算期間】

- ① この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

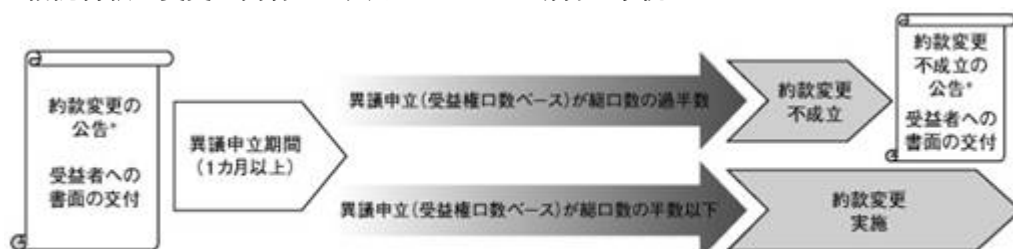
(5) 【その他】**① 償還金**

償還金は、信託終了日から後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から販売会社でお支払いします。

② 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ) の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) (ロ) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (ニ) (ハ) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ) から(ニ) の規定にしたがいます。
- (ヘ) (ハ) の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

＜信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続＞



*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初

1ヵ年とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑤ 運用報告書の作成

毎年1月および7月の決算時および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社より送付します。

⑥ 信託の終了

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

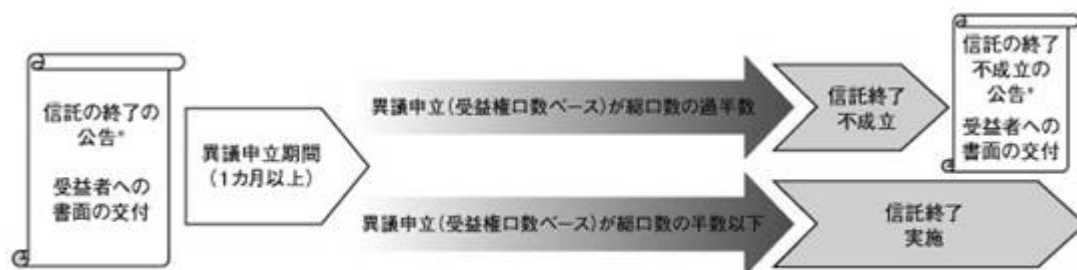
A 信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき

B 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき

C やむを得ない事情が発生したとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

＜信託の終了の手續＞



*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(ロ) (イ) の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき

C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

※監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「② 信託約款の変更 (二)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 前記「④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ その他

- (イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- (ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎年1月および7月の決算日経過後3ヵ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。
- (ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

ファンドの受益権は、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14特定期間(平成24年1月26日から平成24年7月25日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

たんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13特定期間末 (平成24年 1月25日)	第14特定期間末 (平成24年 7月25日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	87,965,344	46,901,104
親投資信託受益証券	4,855,457,936	4,493,564,118
未収入金	—	10,000,000
未収利息	120	64
流動資産合計	4,943,423,400	4,550,465,286
資産合計	4,943,423,400	4,550,465,286
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	29,259,096	27,378,738
未払解約金	11,851,328	5,329,837
未払受託者報酬	295,725	287,152
未払委託者報酬	4,224,668	4,102,183
その他未払費用	1,688,842	1,023,756
流動負債合計	47,319,659	38,121,666
負債合計	47,319,659	38,121,666
純資産の部		
元本等		
元本	9,753,032,303	9,126,246,175
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,856,928,562	△4,613,902,555
（分配準備積立金）	905,282,658	804,635,993
元本等合計	4,896,103,741	4,512,343,620
純資産合計	4,896,103,741	4,512,343,620
負債純資産合計	4,943,423,400	4,550,465,286

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13特定期間 自 平成23年 7月26日 至 平成24年 1月25日	第14特定期間 自 平成24年 1月26日 至 平成24年 7月25日
営業収益		
受取利息	10,395	7,695
有価証券売買等損益	△415,937,106	139,106,182
営業収益合計	△415,926,711	139,113,877
営業費用		
受託者報酬	1,892,153	1,814,135
委託者報酬	27,030,749	25,916,160
その他費用	1,688,842	1,023,756
営業費用合計	30,611,744	28,754,051
営業利益又は営業損失（△）	△446,538,455	110,359,826
経常利益又は経常損失（△）	△446,538,455	110,359,826
当期純利益又は当期純損失（△）	△446,538,455	110,359,826
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,152,049	1,455,448
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,681,949,508	△4,856,928,562
剰余金増加額又は欠損金減少額	506,566,919	340,891,187
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	506,566,919	340,891,187
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,968,915	37,483,087
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	48,968,915	37,483,087
分配金	181,886,554	169,286,471
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,856,928,562	△4,613,902,555

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13特定期間末 (平成24年1月25日)	第14特定期間末 (平成24年7月25日)
1. 期首元本額	10,674,596,954円	9,753,032,303円
期中追加設定元本額	97,957,643円	80,387,459円
期中一部解約元本額	1,019,522,294円	707,173,587円
2. 特定期間末日における受益権の総数	9,753,032,303口	9,126,246,175口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,856,928,562円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,613,902,555円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13特定期間 自 平成23年7月26日 至 平成24年1月25日	第14特定期間 自 平成24年1月26日 至 平成24年7月25日
分配金の計算過程 （平成23年7月26日から平成23年8月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額 1,250,064,801円（1万口当たり1,194円）のうち 31,408,278円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	分配金の計算過程 （平成24年1月26日から平成24年2月27日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額1,056,854,051円（1万口当たり1,100円）のうち28,806,622円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
A 費用控除後の配当等収益額 22,795,820円	A 費用控除後の配当等収益額 17,282,325円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 153,074,527円	C 収益調整金額 148,891,957円
D 分配準備積立金額 1,074,194,454円	D 分配準備積立金額 890,679,769円
E 当ファンドの分配対象収益額 1,250,064,801円 (A+B+C+D)	E 当ファンドの分配対象収益額 1,056,854,051円 (A+B+C+D)
F 当ファンドの期末残存受益権口数 10,469,426,091口	F 当ファンドの期末残存受益権口数 9,602,207,650口
G 1万口当たり分配対象収益額 1,194円 (E/F×10,000)	G 1万口当たり分配対象収益額 1,100円 (E/F×10,000)

H	1万口当たり分配金額	30円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額($F \times H / 10,000$)	31,408,278円	I	分配金額($F \times H / 10,000$)	28,806,622円
（平成23年8月26日から平成23年9月26日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額 1,225,092,292円（1万口当たり1,180円）のうち 31,136,274円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の 配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法 によっております。			（平成24年2月28日から平成24年3月26日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額1,039,561,678 円（1万口当たり1,088円）のうち28,638,981円 （1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の 配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方 法によっております。		
A	費用控除後の配当等収益額	16,843,306円	A	費用控除後の配当等収益額	17,333,536円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	152,676,051円	C	収益調整金額	150,918,169円
D	分配準備積立金額	1,055,572,935円	D	分配準備積立金額	871,309,973円
E	当ファンドの分配対象収益額 ($A+B+C+D$)	1,225,092,292円	E	当ファンドの分配対象収益額 ($A+B+C+D$)	1,039,561,678 円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	10,378,758,181 口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数	9,546,327,286 口
G	1万口当たり分配対象収益額 ($E / F \times 10,000$)	1,180円	G	1万口当たり分配対象収益額 ($E / F \times 10,000$)	1,088円
H	1万口当たり分配金額	30円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額($F \times H / 10,000$)	31,136,274円	I	分配金額($F \times H / 10,000$)	28,638,981円
（平成23年9月27日から平成23年10月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額 1,175,239,386円（1万口当たり1,158円）のうち 30,426,813円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の 配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方 法によっております。			（平成24年3月27日から平成24年4月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額1,024,514,942 円（1万口当たり1,083円）のうち28,369,003円 （1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の 配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方 法によっております。		
A	費用控除後の配当等収益額	8,218,666円	A	費用控除後の配当等収益額	22,940,856円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	150,066,127円	C	収益調整金額	150,782,203円
D	分配準備積立金額	1,016,954,593円	D	分配準備積立金額	850,791,883円
E	当ファンドの分配対象収益額 ($A+B+C+D$)	1,175,239,386円	E	当ファンドの分配対象収益額 ($A+B+C+D$)	1,024,514,942 円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数	10,142,271,113 口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数	9,456,334,641 口

G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	1,158円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	1,083円
H	1万口当たり分配金額	30円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額(F×H/10,000)	30,426,813円	I	分配金額(F×H/10,000)	28,369,003円
（平成23年10月26日から平成23年11月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額 1,150,369,492円（1万口当たり1,151円）のうち 29,980,880円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。			（平成24年4月26日から平成24年5月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額1,033,766,939円（1万口当たり1,099円）のうち28,212,873円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。		
A	費用控除後の配当等収益額	22,092,874円	A	費用控除後の配当等収益額	43,006,334円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	149,024,224円	C	収益調整金額	150,602,922円
D	分配準備積立金額	979,252,394円	D	分配準備積立金額	840,157,683円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	1,150,369,492円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	1,033,766,939円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	9,993,626,906口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	9,404,291,205口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	1,151円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	1,099円
H	1万口当たり分配金額	30円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額(F×H/10,000)	29,980,880円	I	分配金額(F×H/10,000)	28,212,873円
（平成23年11月26日から平成23年12月26日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額 1,125,733,153円（1万口当たり1,138円）のうち 29,675,213円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。			（平成24年5月26日から平成24年6月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額1,020,406,026円（1万口当たり1,097円）のうち27,880,254円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。		
A	費用控除後の配当等収益額	16,582,063円	A	費用控除後の配当等収益額	26,539,167円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	150,651,133円	C	収益調整金額	149,537,768円
D	分配準備積立金額	958,499,957円	D	分配準備積立金額	844,329,091円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	1,125,733,153円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	1,020,406,026円

F	当ファンドの期末残存受益権口数	9,891,737,680口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	9,293,418,170口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	1,138円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	1,097円
H	1万口当たり分配金額	30円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額(F×H/10,000)	29,675,213円	I	分配金額(F×H/10,000)	27,880,254円
（平成23年12月27日から平成24年1月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額1,084,941,384円（1万口当たり1,112円）のうち29,259,096円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。			（平成24年6月26日から平成24年7月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額979,842,549円（1万口当たり1,073円）のうち27,378,738円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。		
A	費用控除後の配当等収益額	4,025,081円	A	費用控除後の配当等収益額	4,913,277円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	150,399,630円	C	収益調整金額	147,827,818円
D	分配準備積立金額	930,516,673円	D	分配準備積立金額	827,101,454円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	1,084,941,384円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	979,842,549円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	9,753,032,303口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	9,126,246,175口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	1,112円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000)	1,073円
H	1万口当たり分配金額	30円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額(F×H/10,000)	29,259,096円	I	分配金額(F×H/10,000)	27,378,738円

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第13特定期間 自 平成23年7月26日 至 平成24年1月25日	第14特定期間 自 平成24年1月26日 至 平成24年7月25日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。親投資信託受益証券は、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第13特定期間末 (平成24年1月25日)	第14特定期間末 (平成24年7月25日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第13特定期間末 (平成24年1月25日)	第14特定期間末 (平成24年7月25日)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	32,599,648	△133,907,103
合計	32,599,648	△133,907,103

（デリバティブ取引等に関する注記）

第13特定期間末（平成24年1月25日）

該当事項はありません。

第14特定期間末（平成24年7月25日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第13特定期間（自 平成23年7月26日 至 平成24年1月25日）

該当事項はありません。

第14特定期間（自 平成24年1月26日 至 平成24年7月25日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第13特定期間末 (平成24年1月25日)	第14特定期間末 (平成24年7月25日)
1口当たり純資産額	0.5020円	0.4944円
(1万口当たり純資産額)	(5,020円)	(4,944円)

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****① 株式**

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	アムンディ・グローバル好配 当株式 マザーファンド	4,264,557,387	4,493,564,118	
		小計	4,264,557,387	4,493,564,118	
			銘柄数 組入時価比率	1 99.6%	100.0%
	親投資信託受益証券 合計			4,493,564,118	
	合計				4,493,564,118

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成24年1月25日）	（平成24年7月25日）
資産の部		
流動資産		
預金	60,023,616	13,671,323
コール・ローン	8,742,338	166,434,365
株式	16,298,693,983	14,691,486,317
未収入金	4,158,160	3,235,112
未収配当金	22,772,689	43,287,957
未収利息	11	227
流動資産合計	16,394,390,797	14,918,115,301
資産合計	16,394,390,797	14,918,115,301
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	30,000,000
流動負債合計	—	30,000,000
負債合計	—	30,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	15,952,433,577	14,129,842,388
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	441,957,220	758,272,913
元本等合計	16,394,390,797	14,888,115,301
純資産合計	16,394,390,797	14,888,115,301
負債純資産合計	16,394,390,797	14,918,115,301

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます）の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年1月25日)	(平成24年7月25日)
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	18,676,401,925円	15,952,433,577円
同期中における追加設定元本額	8,180,500円	169,636,858円
同期中における一部解約元本額	2,732,148,848円	1,992,228,047円
同期末における元本の内訳		
たんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）	4,724,586,880円	4,264,557,387円
アムンディ・世界好配当株式ファンド（毎月分配型）	10,914,954,685円	9,474,472,002円
アムンディ・世界好配当株式VA（適格機関投資家専用）	312,892,012円	390,812,999円
合計	15,952,433,577円	14,129,842,388円
2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	15,952,433,577口	14,129,842,388口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成23年7月26日 至 平成24年1月25日	自 平成24年1月26日 至 平成24年7月25日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）Ⅰ.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成24年1月25日）	（平成24年7月25日）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成24年1月25日）	（平成24年7月25日）
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	1,007,028,712	1,070,037,937
合計	1,007,028,712	1,070,037,937

（注）当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（平成23年11月26日から平成24年1月25日及び平成23年11月26日から平成24年7月25日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

（平成24年1月25日）

該当事項はありません。

（平成24年7月25日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成23年7月26日 至 平成24年1月25日）

該当事項はありません。

（自 平成24年1月26日 至 平成24年7月25日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（平成24年1月25日）	（平成24年7月25日）
1口当たり純資産額	1.0277円	1.0537円
（1万口当たり純資産額）	（10,277円）	（10,537円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株式数		評価額	備考
			単価	金額	
日本円	武田薬品工業	22,600	3,570	80,682,000	
	アステラス製薬	44,400	3,680	163,392,000	
	三井物産	160,000	1,113	178,080,000	
	ローソン	41,500	5,700	236,550,000	
	ポイント	10,000	2,666	26,660,000	
	みずほフィナンシャルグループ	500,000	120	60,000,000	
	小計	銘柄数 組入時価比率	6 5.0%	745,364,000 5.1%	
米ドル	ALTRIA GROUP INCO.	94,601	35.57	3,364,957.57	
	CONAGRA FOODS	57,900	23.81	1,378,599.00	
	KRAFT FOODS	24,700	38.97	962,559.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	37,001	87.69	3,244,617.69	
	BRISTOL MYERS SQUIBB	69,400	34.73	2,410,262.00	
	MERCK & CO. INC	94,933	42.71	4,054,588.43	
	PFIZER	171,500	23.36	4,006,240.00	
	NY.CMTY.BANC.	160,000	12.36	1,977,600.00	
	NYSE EURONEXT	37,000	25.31	936,470.00	
	AT&T	67,916	34.63	2,351,931.08	
	AMER.ELEC.PWR.	47,826	41.44	1,981,909.44	
	ATMOS ENERGY CORP	27,900	35.77	997,983.00	
	CONSOLIDATED EDISON	30,516	63.58	1,940,207.28	
	DTE ENERGY	32,300	59.37	1,917,651.00	
	DUKE ENERGY CORP	27,807	65.27	1,814,962.89	
	INTEGRYS ENERGY GROUP INC	34,000	59.17	2,011,780.00	
	PEPCO HOLDINGS	102,634	19.52	2,003,415.68	
	PINNACLE WEST CAP.	37,145	52.86	1,963,484.70	
	VECTREN CORP	66,332	29.73	1,972,050.36	
	小計	銘柄数 組入時価比率	19 21.7%	41,291,269.12 (3,226,499,769) 22.0%	
カナダドル	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	41,200	71.57	2,948,684.00	
	TORONTO-DOMINION BANK	37,700	78.43	2,956,811.00	
	BCE INC	35,900	41.79	1,500,261.00	
	小計	銘柄数 組入時価比率	3 3.8%	7,405,756.00 (565,873,815) 3.9%	

ユーロ	ENI	138,962	15.25	2,119,170.50	
	DAIMLER AG (REGISTERED)	20,000	36.13	722,600.00	
	AHOLD KON.	79,000	9.46	747,419.00	
	CASINO GUICHARD-P	28,953	62.52	1,810,141.56	
	MARR SPA	100,000	6.99	699,500.00	
	UNILEVER NV-CVA	125,583	26.75	3,359,973.16	
	ARSEUS NV	83,000	13.32	1,105,560.00	
	RECORDATI SPA	288,948	5.39	1,558,874.46	
	SANOFI	56,000	61.10	3,421,600.00	
	BANCO SANTANDER SA	258,173	4.03	1,042,502.57	
	MUNCH.RUCK.REGD.	20,550	108.35	2,226,592.50	
	BELGACOM	48,935	23.30	1,140,430.17	
	FRANCE TELECOM	149,628	10.23	1,530,694.44	
	KPN KON	149,289	6.79	1,013,821.59	
	TELECOM ITALIA RNC	1,066,464	0.51	552,428.35	
	TELEFONICA SA	118,181	8.63	1,019,902.03	
	E ON	152,280	16.23	2,471,504.40	
	ENEL	647,758	2.03	1,317,539.77	
	FORTUM CORP.	138,987	12.91	1,794,322.17	
	GAS NATURAL SDG SA	142,000	8.55	1,215,094.00	
	GDF SUEZ	106,000	16.77	1,777,620.00	
	RWE AG-NON VTG PFD	35,573	27.18	967,052.00	
	TERNA	693,626	2.56	1,779,844.31	
	小計	銘柄数	23	35,394,186.98 (3,335,548,180)	
		組入時価比率	22.4%	22.7%	
英ポンド	BHP BILLITON	68,000	17.73	1,205,640.00	
	CARILLION PLC	215,000	2.35	506,325.00	
	MARSTON's PLC	340,000	1.08	367,200.00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO	30,000	33.08	992,400.00	
	BRITVIC PLC	278,349	2.91	809,995.59	
	DAIRY CREST GROUP PLC	270,812	3.30	895,575.28	
	DIAGEO	78,000	16.56	1,291,680.00	
	TATE & LYLE	94,295	6.47	610,088.65	
	ASTRAZENECA	64,666	29.32	1,896,007.12	
	GLAXOSMITHKLINE	168,742	14.45	2,439,165.61	
	IG GROUP HOLDINGS PLC	268,240	4.41	1,184,279.60	
	VODAFONE GROUP PLC	690,000	1.77	1,224,405.00	
	CENTRICA	573,626	3.12	1,789,713.12	
	NATIONAL GRID	232,492	6.41	1,490,273.72	
	SEVERN TRENT PLC	36,798	16.88	621,150.24	

小計	SSE PLC	130,114	13.64	1,774,754.96	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	138,218	6.91	955,777.47	
	銘柄数	17		20,054,431.36 (2,428,190,549)	
	組入時価比率	16.3%		16.5%	
スイスフラン	NESTLE 'R'	33,182	58.05	1,926,215.10	
	NOVARTIS 'R'	55,974	56.15	3,142,940.10	
	ROCHE HOLDINGS GSH.	17,200	167.20	2,875,840.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	13,205	209.70	2,769,088.50	
	銘柄数	4		10,714,083.70 (840,627,007)	
スウェーデンクローナ	組入時価比率	5.6%		5.7%	
	TELIA SONERA	155,000	43.48	6,739,400.00	
	銘柄数	1		6,739,400.00 (75,413,886)	
ノルウェークローネ	組入時価比率	0.5%		0.5%	
	STATOIL ASA	163,653	142.10	23,255,091.30	
	LEROY SEAFOOD GROUP ASA	62,978	102.50	6,455,245.00	
	銘柄数	2		29,710,336.30 (379,698,097)	
オーストラリアドル	組入時価比率	2.6%		2.6%	
	NAVITAS LTD	110,000	3.92	431,200.00	
	DAVID JONES LTD	318,528	2.29	729,429.12	
	METCASH LTD	450,914	3.22	1,451,943.08	
	COCA-COLA AMATIL	221,423	13.51	2,991,424.73	
	AUS.AND NZ.BANKING GP.	238,387	22.75	5,423,304.25	
	WESTPAC BANKING	237,748	22.62	5,377,859.76	
	TELSTRA CORP LTD	517,556	3.86	1,997,766.16	
ニュージーランドドル	銘柄数	7		18,402,927.10 (1,466,713,289)	
	組入時価比率	9.9%		10.0%	
	TELECOM CORP.OF NZ.	500,000	2.52	1,262,500.00	
	VECTOR	511,019	2.71	1,384,861.49	
小計	銘柄数	2		2,647,361.49 (161,700,839)	
	組入時価比率	1.1%		1.1%	
香港ドル	TEXWINCA HOLDINGS LTD	856,000	7.45	6,377,200.00	
	HSBC HOLDINGS PLC	379,600	62.05	23,554,180.00	
	VTECH HOLDINGS LTD	117,000	90.85	10,629,450.00	
	CLP HOLDINGS	463,500	64.85	30,057,975.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	517,500	60.20	31,153,500.00	

小計	銘柄数	5		101,772,305.00 (1,024,847,111)	
	組入時価比率	6.9%		7.0%	
シンガポールドル	COMFORTDELGRO	700,000	1.62	1,134,000.00	
	CEREBOS PACIFIC LTD	158,000	5.41	854,780.00	
	DBS GROUP	182,000	14.58	2,653,560.00	
	MOBILEONE LTD	490,300	2.46	1,206,138.00	
	STARHUB LTD	346,130	3.70	1,280,681.00	
	小計	銘柄数	5	7,129,159.00 (441,009,775)	
	組入時価比率	3.0%		3.0%	
合計				14,691,486,317 (13,946,122,317)	

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年8月末日現在

I 資産総額	4,753,483,776 円
II 負債総額	5,292,802 円
III 純資産総額（I－II）	4,748,190,974 円
IV 発行済口数	9,024,430,949 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5261 円
（1万口当たり純資産額）	（5,261 円）

<参考情報>

「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」

平成24年8月末日現在

I 資産総額	15,491,239,281 円
II 負債総額	－ 円
III 純資産総額（I－II）	15,491,239,281 円
IV 発行済口数	13,717,744,491 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1293 円
（1万口当たり純資産額）	（11,293 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

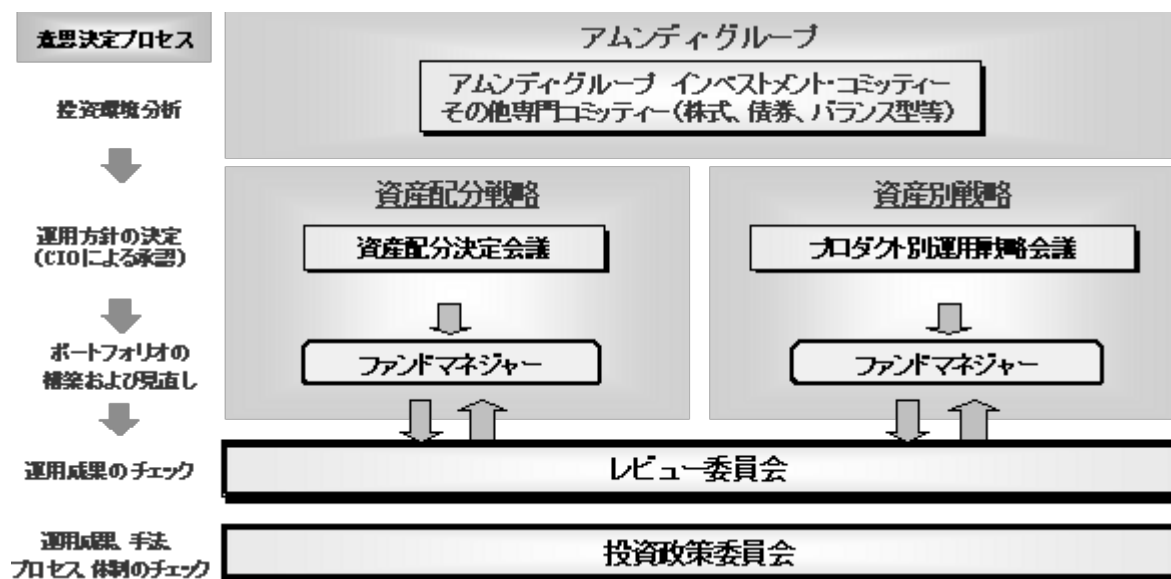
① 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンド・マネージャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結

果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。

- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

② 営業の概況

平成24年7月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	94	219,693
単位型公社債投資信託	1	992
追加型株式投資信託	137	1,023,285
追加型公社債投資信託	1	18,024
合 計	233	1,261,994

3【委託会社等の経理状況】

（1）委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

（2）財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

（3）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第30期		第31期	
	(平成23年3月31日)		(平成24年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		5,186,673		2,650,700
有価証券		1,001,358		1,302,738
前払費用		403,282		276,348
未収還付法人税等		93,284		6,975
未収入金		6,479		7,883
未収委託者報酬	*1	1,437,380	*1	1,049,520
未収運用受託報酬	*1	866,717	*1	598,799
未収投資助言報酬		35,736	*1	39,549
未収収益		13,872	*1	113,024
繰延税金資産		178,538		172,456
立替金	*1	43,594	*1	39,301
その他		271		39,258
流動資産合計		9,267,185		6,296,549
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	154,935	*2	137,459
器具備品(純額)	*2	160,814	*2	131,839
有形固定資産合計		315,748		269,298
無形固定資産				
ソフトウェア		15,269		12,446
電話加入権		2,804		934
無形固定資産合計		18,074		13,380
投資その他の資産				
投資有価証券		316,162		1,919,090
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		7,000		6,000
長期差入保証金		223,620		191,981
長期前払費用		238		-
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		△ 7,000		△ 6,000
投資その他の資産合計		626,248		2,197,298
固定資産合計		960,069		2,479,976
資産合計		10,227,255		8,776,525

(単位：千円)

	第30期		第31期	
	(平成23年3月31日)		(平成24年3月31日)	
負債の部				

流動負債			
リース債務		4,012	1,186
預り金		338,444	277,120
未払金		995,236	644,571
未払償還金		12,745	8,124
未払手数料		667,369	483,904
その他未払金	*1	315,122	*1 152,543
未払費用	*1	306,345	242,443
未払法人税等		-	13,069
未払消費税等		10,404	11,112
前受収益		1,223,720	615,072
賞与引当金		130,583	91,301
役員賞与引当金		19,919	15,388
資産除去債務		-	12,210
統合関連費用引当金		143,429	-
流動負債合計		3,172,092	1,923,473
固定負債			
リース債務		2,000	816
繰延税金負債		15,402	10,581
退職給付引当金		55,426	61,157
賞与引当金		-	9,536
役員賞与引当金		-	8,673
資産除去債務		58,469	50,003
固定負債合計		131,296	140,765
負債合計		3,303,389	2,064,237
純資産の部			
株主資本			
資本金		1,200,000	1,200,000
資本剰余金			
資本準備金		1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金		1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計		2,418,835	2,418,835
利益剰余金			
利益準備金		110,093	110,093
その他利益剰余金		3,195,308	2,991,801
別途積立金		1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金		1,595,308	1,391,801
利益剰余金合計		3,305,401	3,101,893
株主資本合計		6,924,235	6,720,728
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△ 369	△ 8,441
評価・換算差額等合計		△ 369	△ 8,441
純資産合計		6,923,866	6,712,288
負債純資産合計		10,227,255	8,776,525

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	7,415,163	6,808,292
運用受託報酬	2,351,244	1,786,519
投資助言報酬	48,240	32,750
その他営業収益	149,127	532,630
営業収益合計	9,963,775	9,160,192
営業費用		
支払手数料	3,507,361	3,281,468
広告宣伝費	178,753	15,452
調査費	1,634,240	1,340,502
調査費	656,837	608,715
委託調査費	977,403	731,787
委託計算費	20,231	22,888
営業雑経費	173,809	257,680
通信費	48,587	64,101
印刷費	113,422	176,184
協会費	11,799	17,395
営業費用合計	5,514,394	4,917,990
一般管理費		
給料	2,765,239	2,819,805
役員報酬	184,220	219,810
給料・手当	2,237,168	2,284,355
賞与	342,503	249,749
役員賞与	1,349	65,891
交際費	28,464	13,982
旅費交通費	84,716	83,998
租税公課	34,849	34,892
不動産賃借料	217,062	198,292
賞与引当金繰入	130,583	83,681
役員賞与引当金繰入	19,919	10,069
退職給付費用	236,564	249,207
固定資産減価償却費	50,076	51,786
福利厚生費	417,155	431,451
諸経費	263,708	186,838
一般管理費合計	4,248,335	4,164,002
営業利益	201,046	78,200
営業外収益		
有価証券利息	9,261	31,032
受取利息	*1 4,455	25

有価証券売却益	-	7,629
雑収入	12,052	8,642
営業外収益合計	25,769	47,327
営業外費用		
為替差損	26,339	22,423
有価証券売却損	14,398	-
雑損失	4,091	48
営業外費用合計	44,829	22,471
経常利益	181,986	103,056
特別利益		
清算配当金	*1*2 636,420	*1*2 73,294
特別利益合計	636,420	73,294
特別損失		
減損損失	*3 6,653	*3 8,822
固定資産除却損	*4 3,326	*4 5,437
特別損失合計	9,979	14,259
税引前当期純利益	808,428	162,092
法人税、住民税及び事業税	3,153	3,800
過年度法人税等	△ 3,254	-
法人税等調整額	34,822	6,799
法人税等合計	34,721	10,599
当期純利益	773,707	151,493

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,076,268	1,076,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金		
当期首残高	-	1,342,567
当期変動額		
合併による増加	1,342,567	-
当期変動額合計	1,342,567	-

当期末残高	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計		
当期首残高	1,076,268	2,418,835
当期変動額		
合併による増加	1,342,567	-
当期変動額合計	1,342,567	-
当期末残高	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	110,093	110,093
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	110,093	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	1,600,000	1,600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,327,410	1,595,308
当期変動額		
合併による増加	△ 1,025,810	-
剰余金の配当	△ 480,000	△ 355,000
当期純利益	773,707	151,493
当期変動額合計	△ 732,103	△ 203,507
当期末残高	1,595,308	1,391,801

（単位：千円）

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	4,037,503	3,305,400
当期変動額		
合併による増加	△ 1,025,810	-
剰余金の配当	△ 480,000	△ 355,000
当期純利益	773,707	151,493
当期変動額合計	△ 732,103	△ 203,507
当期末残高	3,305,400	3,101,893
株主資本合計		
当期首残高	6,313,771	6,924,235
当期変動額		
合併による増加	316,757	-
剰余金の配当	△ 480,000	△ 355,000
当期純利益	773,707	151,493

当期変動額合計	610,464	△ 203,507
当期末残高	6,924,235	6,720,728
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 1,313	△ 369
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	944	△ 8,071
当期変動額合計	944	△ 8,071
当期末残高	△369	△ 8,441
評価・換算差額合計		
当期首残高	△ 1,313	△ 369
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	944	△ 8,071
当期変動額合計	944	△ 8,071
当期末残高	△369	△ 8,441
純資産合計		
当期首残高	6,312,459	6,923,866
当期変動額		
合併による増加	316,757	-
剰余金の配当	△ 480,000	△ 355,000
当期純利益	773,707	151,493
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	944	△ 8,071
当期変動額合計	611,408	△ 211,578
当期末残高	6,923,866	6,712,288

[次へ](#)

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第30期 (平成23年3月31日現在)		第31期 (平成24年3月31日現在)	
*1	各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1	各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未収委託者報酬	71,963 千円	未収委託者報酬	43,036 千円
未収運用受託報酬	42,600 千円	未収運用受託報酬	23,404 千円
立替金	2,150 千円	未収投資助言報酬	19,632 千円

その他未払金	30,758 千円	未収収益	88,400 千円
未払費用	6,620 千円	立替金	240 千円
		その他未払金	55,401 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。		*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	44,048 千円	建物	53,646 千円
器具備品	117,902 千円	器具備品	129,811 千円

(損益計算書関係)

第30期 (自 平成22年 4 月 1日 至 平成23年 3 月31日)	第31期 (自 平成23年 4 月 1日 至 平成24年 3 月31日)													
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 受取利息 3,717千円 清算配当金 636,420千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 清算配当金 73,294千円													
*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の清算配当金であります。	*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の最終清算配当金であります。													
*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td rowspan="2">NTT幕張ビル</td><td rowspan="2">処分予定資産</td><td>建 物</td></tr><tr><td>器具備品</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 当社は、ビジネス コンティニュイティ プラン（BCP）の一環として事故や災害等に備え千葉県千葉市美浜区に所在するNTT幕張ビルに事務所を賃貸しておりました。しかしながら、当事業年度末に発生しました東日本大震災の発生により、通信・交通網の遮断等が業務に及ぼす影響を鑑み、大阪府大阪市中央区に所在するエプソン大阪ビルにBCPの事務所を移転することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 NTT幕張ビルの事務所の建物と器具備品の一部については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。	場所	用途	種類	NTT幕張ビル	処分予定資産	建 物	器具備品	*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>日比谷ダイビル 18F</td><td>処分予定資産</td><td>建 物</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビルに本社事務所を賃貸しておりますが、事務所の18階借室部分を平成24年10月26日に返還することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 日比谷ダイビルの事務所18階借室部分の建物については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。	場所	用途	種類	日比谷ダイビル 18F	処分予定資産	建 物
場所	用途	種類												
NTT幕張ビル	処分予定資産	建 物												
		器具備品												
場所	用途	種類												
日比谷ダイビル 18F	処分予定資産	建 物												
(減損損失の金額)	(減損損失の金額)													

建 物	3,071千円	建 物	8,822千円
器 具 備 品	3,581千円	合 計	8,822千円
合 計	6,653千円		

*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損額は、旧クレディ・アグリコル ア セットマネジメント株式会社との合併に伴い不要と なった固定資産の除却であります。	*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、NTT幕張ビルの事務所の移 転等に伴い不要となった固定資産の除却であり ます。
---	---

(株主資本等変動計算書関係)

第30期
(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	480,000	200円	平成22年3月31日	平成22年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

第31期
(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
------	-------	--------------------	--------------	-----	-------

平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日
----------------------	----------	---------	---------	------------	------------

配当原資については、利益剰余金としております。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

（2）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第30期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,186,673	5,186,673	-
(2) 未収委託者報酬	1,437,380	1,437,380	-
(3) 未収運用受託報酬	866,717	866,717	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,317,520	1,317,520	-
資産計	8,808,290	8,808,290	-
(1) 未払手数料	667,369	667,369	-
負債計	667,369	667,369	-

第31期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,650,700	2,650,700	-
(2) 未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	-
(3) 未収運用受託報酬	598,799	598,799	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,221,828	3,221,828	-
資産計	7,520,846	7,520,846	-
(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウェア社の株式です。

（単位：千円）

区 分	第30期(平成23年3月31日)	第31期(平成24年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第30期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,186,673	-	-	-
未収委託者報酬	1,437,380	-	-	-
未収運用受託報酬	866,717	-	-	-

有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	-	300,000	-	-
合計	7,490,770	300,000	-	-

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	-	-	-
未収委託者報酬	1,049,520	-	-	-
未収運用受託報酬	598,799	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-
合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-

(有価証券関係)

第30期

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他(注)	7,000	8,488	1,488
	小計	7,000	8,488	1,488
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	305,685	304,560	△ 1,125
	(3)その他(注)	1,005,458	1,004,472	△ 986
	小計	1,311,143	1,309,032	△ 2,111
合計		1,318,143	1,317,520	△ 623

(注) 投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	-	-	-
国 債	300,000	-	6,150
投資信託	3,734	965	9,214

第31期

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	385,272	385,812	540
	(3)その他（注）	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,837,819	1,822,867	△ 14,952
	(3)その他（注）	1,008,068	1,007,206	△ 862
	小計	2,845,887	2,830,073	△ 15,814
合計		3,236,059	3,221,828	△ 14,231

(注) 投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	108,037	7,652	23

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第30期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。また、平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承しております。	
2. 退職給付債務及びその内訳	
(1) 退職給付債務(千円)	△ 173,288
(2) 年金資産(千円)	115,892
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△ 57,396
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,970
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)(千円)	△ 55,426
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	△ 55,426
3. 退職給付費用の内訳	
退職給付費用(千円)	236,564
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	90,313
(2) 勤務費用(千円)	38,820

(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	106,939

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

第31期

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	△ 255,385
(2) 年金資産(千円)	192,751
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△ 62,634
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)(千円)	△ 61,157
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	△ 61,157

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

(税効果会計関係)

第30期 (平成23年3月31日現在)	第31期 (平成24年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
前受収益否認額 497,932	前受収益否認額 233,446
繰越欠損金 861,283	繰越欠損金 974,852
未払費用否認額 110,997	未払費用否認額 42,625
賞与引当金等損金算入限度額超過額 53,134	賞与引当金等損金算入限度額超過額 26,968
退職給付引当金損金算入限度額超過額 22,553	退職給付引当金損金算入限度額超過額 21,796
減価償却資産 18,817	減価償却資産 18,095
資産除去債務 23,791	資産除去債務 22,173

その他	24,839	その他	17,433
繰延税金資産小計	1,613,345	繰延税金資産小計	1,357,388
評価性引当金	△ 1,427,810	評価性引当金	△ 1,176,212
繰延税金負債との相殺	△6,997	繰延税金負債との相殺	△ 8,720
繰延税金資産合計	178,538	繰延税金資産合計	172,456
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△ 22,399	資産除去負債会計基準適用に伴う	
繰延税金負債小計	△ 22,399	有形固定資産計上額	△ 19,301
繰延税金資産との相殺	6,997	繰延税金負債小計	△ 19,301
繰延税金負債合計	△15,402	繰延税金資産との相殺	8,720
		繰延税金負債合計	△ 10,581
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。		当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。	
		3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
		経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。	

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

（3）事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(注1)	120,000千円	58,469千円
有形固定資産の取得に伴う増加額(注2)	57,617千円	3,632千円
時の経過による調整額	852千円	1,224千円
資産除去債務の履行による減少額	△120,000千円	△1,112千円
期末残高	58,469千円	62,213千円

(注1) 第30期の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債

務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準提供指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

(注2)第30期の「有形固定資産の取得に伴う増加額」は、合併による有形固定資産の取得も含まれます。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

[次へ](#)

(関連当事者情報)

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	アムンディ・ ジャパン ホールディング 株式会社	東京都 千代田区	5,400 百万	有価証券 の保有	(被有) 直接 100%	兼任 1人	持株会社	貸付金の回収 *1	850,000	-	-
								利息の受取 *1	3,717	-	-

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 当社の子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	エスジーアセット マネジメント(シ ンガポール) 株式 会社	シンガポール シンガポール市	-	投資 顧問業	(所有) 直接 85%	なし	アジア 地域の 運用 拠点	清算 受取 配当金	636,420	-	-

(注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール) 株式会社は平成23年3月2日より解散手続を開始しております。

(3) 当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千 円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
兄弟 会社	アムンディ・イン ベストメント・ソ リューションズ	フランス パリ市	78,077 (ユーロ)	投資 顧問業	-	なし	投資助言 契約の 再委任等	委託調査 費等の 支払	223,772	前払費用	325,461
										未払金	622

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
アムンディ エス・アー(非上場)
アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所 有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				

親会社	アムンディ・エス・アー	フランス パリ市	584,711 (千ユーロ)	投資 顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資 信託、 投資顧 問契約 の再委 任等	運用受託報酬 *1	105,079	未収運用 受託報酬	23,404
								委託者報酬 *1	52,734	未収委託者 報酬	43,036
								投資助言報酬 *1	8,810	未収投資 助言報酬	19,632
								情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1	351,338	未収収益	88,400
								委託調査費等の 支払 *2	177,464	未払金	55,401

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所 有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
子会社	エスジーアセ ットマネジメント (シンガポー ル) 株式会社	シンガ ポール シンガ ポール市	-	投資 顧問業	(所有) 直接 85%	なし	アジア地域の 運用拠点	清算受取配当金	73,294	-	-

(注) エスジーアセッドマネジメント(シンガポール) 株式会社は平成24年4月30日に解散手続を終了しております。

(3) 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決 権等 の所 有(被 所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
兄弟 会社	アムンディ・インベ ストメント・ソ リューションズ	フランス パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資 顧問業	-	なし	投資助言契 約の 再委任等	委託調査費等の 支払 *1	237,309	前払費用	192,938
										未払金	4,293
兄弟 会社	アムンディ・ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問 業	-	なし	運用 再委託	運用受託報酬 *2	67,775	未収運用受託 報酬	67,387
								委託者報酬 *2	41,357	未収委託者 報酬	60,729
								投資助言報酬 *2	18,137	未収投資助言 報酬	18,137

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

*2各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
アムンディ エス・アー(非上場)
アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

第30期 (自 平成22年4月 1日	第31期 (自 平成23年4月 1日
-----------------------	-----------------------

至 平成23年3月31日)		至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,884.94円	1株当たり純資産額	2,796.79円
1株当たり当期純利益金額	322.38円	1株当たり当期純利益金額	63.12円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
当期純利益	773,707千円	当期純利益	151,493千円
普通株式に係る当期純利益	773,707千円	普通株式に係る当期純利益	151,493千円
期中平均株式数	2,400千株	期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者または使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名 称	資 本 金 の 額 (平成24年3月末日現在)	事 業 の 内 容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資 本 金 の 額 (平成24年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社 但馬銀行	5,481百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

再信託受託会社の概要

名 称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資 本 金 : 10,000百万円（平成24年3月末日現在）

業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】**(1) 受託会社**

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

平成24年 3月 5日	臨時報告書
平成24年 4月25日	有価証券報告書・訂正有価証券届出書
平成24年 5月31日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年9月12日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 鶴田 光夫 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）の平成24年1月26日から平成24年7月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）の平成24年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- （注） 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。